

意見交換会（平成 27 年 10 月 30 日(金)開催）における、当日出された意見と執行部の回答

	出された意見等	回 答	委員会の対応
1	<p>《個人情報に関すること》</p> <p>空き家所有者不明により当該所有者との接触が不可能な場合の対応措置及び町会等の各種関係団体との間でしかるべき情報を相互に利用できる措置ができないか。</p>	<p>土地や建物の登記簿は誰でも請求できますが、住民票や戸籍関係の書類や税情報は町会等が取得できません。そのため、市が調査し、所有者に管理の徹底等を指導することになりますが、それらの個人情報を町会等に公開することはできません。</p> <p>空き家等が周辺住民に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがある場合は、空き家に関する市の総合相談窓口である住宅政策課に相談してください。</p>	<p>執行部から妥当な回答があったと考える。</p>
2	<p>《補助制度に関すること》</p> <p>他都市の事例を研究し、部分耐震改修工事にも対応できるなど補助制度を見直しできないか。また、解体費に対する補助制度の創設や土地等を担保に高齢者でも銀行から解体費が借りやすくなるような施策を考えてはどうか。</p>	<p>部分耐震工事に対する補助制度については、現在進めている次期の金沢市耐震改修促進計画策定の中で、専門家の意見も聞きながら検討を行います。</p> <p>解体費に対する補助制度については、「空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（以下「空き家条例」といいます）」成立後に制度化に向けて検討していきます。</p> <p>銀行から解体費を借りやすくする施策については、県内でもいくつかの金融機関で商品化して取り扱いを始めています。愛媛県では、県が金融機関に商品化を働きかけ、9の金融機関で取り扱いを始めており、同様なことができないか、県にお願いしていきたいと思います。</p>	<p>平成 28 年度予算において部分耐震改修工事や解体費に対する補助が計上されており、対応がされていると考える。</p>

3	<p>《補修の促進に関すること》</p> <p>建物の補修を促進するため、省エネ性を高めた改修工事をすればエコポイントがたまる「金沢版エコポイント」を創設できないか。</p>	<p>移住・定住を促進するためのさまざまな支援を実施していますが、主たる目的は定住促進であることから、省エネ改修に対する支援制度は考えていません。なお、このような提案があったことを環境部に伝えます。</p>	<p>試行部から妥当な回答があったと考える。</p>
4	<p>《固定資産税に関すること》</p> <p>空き家を解体したら固定資産税の減免がなくなる現行制度が問題ではないか。</p>	<p>地方税法が改正され、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けた特定空家等については、その建物等が存在していても固定資産税の住宅用地特例の対象から外されることになっていることから、意見等の件は既に対応されています。</p>	<p>執行部から妥当な回答があったと考える。</p>
5	<p>《周知に関すること》</p> <p>空き家に関するパンフレット等を各町会単位で回覧して周知・啓発を図り、金沢まちなか住宅再生バンクなど空き家に関するいろいろな施策が広まるようにできないか。</p>	<p>空き家条例制定後に、同条例に基づく「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」をすみやかに立ち上げ、「金沢市空き家等管理・活用計画」を作成するとともに、次年度予算に事業を計上したいと考えています。その中でパンフレット等の作成、町会での回覧などとともに金沢まちなか住宅再生バンクの拡充についても検討していきます。</p>	<p>平成 28 年度予算において啓発の推進等を盛り込んだ事業が計上されており、対応がされていると考える。</p>
6	<p>《行政の介入に関すること》</p> <p>町会等との協働が必要であるが、過度に町会等に依存することなく、行政との適切な役割分担を考えてはどうか。</p>	<p>市としては、空き家等の状況を一番把握できるのは周辺住民であることから、町会には地域の空き家の状況を把握して市に情報を伝えていただくことと、地域の空き家や跡地を地域で活用する取り組みを進めることを期待しています。町会と連携を図りつつ、過度に負担をかけることのないよう丁寧かつ慎重に進めていきます。</p>	<p>執行部から妥当な回答があったと考える。</p>

7	<p>《空き家発生未然防止に関すること》</p> <p>高齢者が在宅で生活することにより空き家の発生を抑制できる観点も踏まえて、地域福祉や地域医療のネットワークを充実させてはどうか。</p>	<p>地域福祉や地域医療のネットワークが充実することで、高齢者が住み続けることができれば、空き家の発生防止につながると思います。福祉部局とも情報を共有しながら、住宅部門としても何ができるか検討していきたいと思います。</p>	<p>執行部から妥当な回答があったと考える。</p>
8	<p>特定空き家の新たな発生を防止する策を考えられないか。</p>	<p>空き家をできる限り活用するとともに、賃貸や売買など活用が難しい場合は適切な管理が行われることが重要です。市としては宅地建物取引業協会や弁護士・司法書士など法律の専門家、リフォームや解体など建設関係業者など民間と連携して空き家発生の未然防止に関する啓発を行うことを考えています。特に高齢の所有者に対しては、元気なうちから自分の家を将来どうするのかを考える機会を積極的に提供していきたいと考えています。また相続等で所有者が遠方に住む場合は、法令の内容を周知するとともに、適切な管理を行うための管理業務を受託しているコミュニティビジネス事業者等を紹介するなど、適切な管理がなされるよう広報していきます。</p>	<p>平成 28 年度予算において、空き家の管理や活用を促進する事業等が計上されており、対応がされていると考える。</p>
9	<p>《利活用に関すること》</p> <p>空き家を、一人暮らしの方が毎日のように集まれる場所にして、まちごとにそういった場所を提供する施策を考えられないか。</p>	<p>空き家条例では、所有者の同意を得て、町会と所有者と市が活用協定を締結すれば、町会がその空き家を活用できることを規定しています。協定が締結されれば、所有者は空き家を町会に管理してもらえることとなり、町会は一人暮らしの方など人が集まることができる施設として有効活用されるものと期待しています。</p>	<p>執行部から妥当な回答があったと考える。</p>